

市県民税申告相談日程

1. 開 場 8時 ※会場で、相談順の番号札をお取りください。
2. 受 付 8時～15時30分（中央公民館のみ16時まで）
3. 開 始 9時

3月	対象となる行政町内	会 場
2日(木)	小釈迦内、松木全区、沼館全区、大通、中通、上通、高館下、松峰、向羽立	釈迦内公民館
3日(金)	板子石、雇用促進住宅（釈迦内）、卸町、上袋町、日景町全区、釈迦内中台、山神台、商人留	
4日(土)	獅子ヶ森全区、日鉱全区、長面、長面袋、二ツ森、県市公営住宅	
5日(日)	本郷上、本郷下、繫沢、土目内、泉田、桜町全区、猫鼻、鳥内、十三森、二井山、神山、西前田、長森・白根山・花岡各団地、大森、大森団地、姥沢、神山荘、神山社宅	花岡公民館
6日(月)	白沢全区、松原、寺ノ沢、陣場全区、矢立育成園、粕田全区、中羽立、岩本、清水川、橋桁、長走、日景温泉	矢立公民館
7日(火)	中山、沢山、羽立、餌釣、舟場、池内、萩野台全区、小館花、金谷、南たつみ町、緑ヶ丘、根下戸、城西町、根下戸新町、南ヶ丘、雇用促進住宅、たつみ町	中央公民館 (上川沿地区を含む)
8日(水)	御成町1丁目1区～4区、御成町2丁目、御成町3丁目、御成町市営住宅、清水町住宅、中道、清水町、東成町、昭和町、神明町、南神明町、東新、田町、栄町、天神緑町、天神町、御成町4丁目、御成町5丁目	
9日(木)	豊町、田代町全区、大正町、御坂、新富町、寺町、大町全区、常盤木町、仲見世、中道1区、長倉町、愛宕町、古川町、大下町、鉄砲場、曙町、水門町、末広町、弁天町	
10日(金)	旭ヶ丘、川原町、新町、中町、馬喰町、通町、独鈷町(市営水門前住宅含む)、新地、南町、桂城、金坂、赤館、部垂町、桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、泉町、東町、市営住宅(新町・中町・向町)	
11日(土)	清水南町、美園町、北神明町、住吉町、小館町、片山全区、片山市営住宅、片山町3丁目、餅田団地、有浦1丁目～5丁目	
13日(月)	中神明町、柄沢、東台1区～4区、長根山、有浦6丁目、東有浦町	
14日(火)	まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	
15日(水)	まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	

大 館 地 域

※指定日に都合の付かないかたは、都合の良い日にお越しください。
 ※3月14日、15日は、込み合うことが予想されますので、早めに申告をお願いします。

☎ 税務課市民税係
(内線 216)

交通災害共済金

掛け金：400円 道路上の交通事故が対象です。
 保障内容（通院及び入院期間が支給対象となります。）

傷 害	通 院	1日につき	800円
後 遺 障 害	入 院		2,000円
	第 1 級		600,000円
	第 2 級		480,000円
	第 3 級		420,000円
	第 4 級		360,000円
死 亡			600,000円

注 傷害は最低15,000円～最高200,000円

不慮の災害共済金

掛け金：600円 作業中の事故、レクリエーション中の事故、自然災害の事故などが対象です。
 保障内容（入院期間のみ支給対象となります。通院は該当しません。）

傷 害(入院)	1日につき	1,100円	
後 遺 障 害	第 1 級		600,000円
	第 2 級		480,000円
	第 3 級		420,000円
	第 4 級		360,000円
	第 5 級		300,000円
死 亡			600,000円

注 傷害は最低15,000円～最高110,000円

18年度(4月1日～19年3月31日)の「交通災害共済」と「不慮の災害共済」の加入を受け付けます。交通災害共済は、歩行中や乗り物に乗車中に交通事故に遭った場合などに、不慮の災害共済は作業中の事故、レクリエーション中の事故、自然災害などの事故に遭った場合などに共済金を受け取ることができる制度です。セットで加入すれば、ほとんどの災害が対象となります。

交通災害共済・不慮の災害共済にご加入ください

申・問 生活環境課(内線247)

この共済制度は、本市に住民登録及び外国人登録をしているかたであれば、どなたでも加入できます。しかも、年齢制限はありません。

申し込み方法
 加入の申し込みは、3月1日号の広報と一緒に配られた申込用紙に必要事項を記入のうえ、生活環境課またはお近くの総合支所、出張所で手続きしてください。